

第五一回

参第六号

売春防止法の一部を改正する法律（案）

売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

- 2 前項の行為をする者に対しその行為に応じて、売春の相手方となることを承諾し、又は売春の相手方となる目的で売春をするように勧誘した者は、一万円以下の罰金に処する。

第六条に次の一項を加える。

- 3 売春の相手方となる目的で、売春の周旋に応じ、又は売春の周旋を依頼した者は、一万円以下の罰金に処する。

第七条第一項及び第八条第二項中「親族関係」を「親族、業務、雇用その他の特殊な関係」に改める。

第十二条中「人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせること」を「人に売春をさせること」に改める。

第十五条中「第六条」を「第六条第一項若しくは第二項」に改める。

第十六条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十七条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第十八条に次のただし書を加える。

ただし、裁判所は、第二十三条の二の規定により、二回に限り、これを更新することができる。

第十九条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十二條第一項中「補導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、收容のため」を「補導処分に付された者を婦人補導院に收容するため」に改め、同条第二項中「補導処分の言渡を受けた者」を「補導処分に付された者」に改める。

第二十三条の次に次の四条を加える。

（補導処分の期間の更新）

第二十三条の二 婦人補導院の長は、婦人補導院に收容されている者の補導処分の期間が満了する場合において、その者がまだ社会生活に適應する状態に達していないと認めるとき又はその者の更生の妨げとなる心身の障害があると認めるときは、当該婦人補導院の所在地を管轄する地方裁判所に対して、補導処分の期間を更新する決定を申請することができる。

- 2 前項の申請を受理した裁判所は、その審理にあたり、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有する者及び本人を收容中の婦人補導院の職員の意見をきかなければならない。
- 3 裁判所は、本人が第一項の状況にあると認めるときは、補導処分の期間を更新する決

定をしなければならない。この場合においては、裁判所は、本人又はその代理人の意見をきかなければならない。

(抗告)

第二十三条の三 補導処分の期間を更新する決定に対しては、本人又はその代理人から、二週間以内に、抗告をすることができる。ただし、代理人は、本人の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

2 抗告は、執行を停止する効力を有しない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定で、執行を停止することができる。

第二十三条の四 抗告を棄却した決定に対しては、刑事訴訟法第四百五条に規定する事由があることを理由とする場合に限り、本人又はその代理人から、最高裁判所に対し、二週間以内に、特に抗告をすることができる。

2 前項の抗告については、前条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。

(その他の事項)

第二十三条の五 この法律に定めるもののほか、補導処分の期間の更新に関して必要な事項は最高裁判所規則で定める。

第三十二条第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第三十五条を次のように改める。

(婦人相談員)

第三十五条 都道府県、政令で定める市及び特別区は、婦人相談員を置かなければならない。

2 前項の市以外の市は、婦人相談員を置くことができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行ない、及びこれらに附随する業務を行なうものとする。

4 婦人相談員は、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行なうのに必要な熱意と識見をもっている者のうちから、都道府県知事、市長又は特別区の区長が任命する。

5 婦人相談員は、非常勤とする。ただし、特に必要がある場合には、常勤とすることができる。

第三十八条の見出しを「(都道府県等の支弁)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市及び特別区は、その設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

第四十条第一項を次のように改める。

国は、政令の定めるところにより、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

一 都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについてはその十分の五、同項第五号に掲げるものについてはその十分の八

二 第三十五条第一項の市及び特別区が第三十八条第二項の規定により支弁した費用の

十分の五

第四十条第二項中「市」を「第三十五条第一項の市以外の市」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、売春防止法第三十五条、第三十八条及び第四十条の各改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の施行前にした改正前の売春防止法第五条の違反行為を原因とする補導処分の期間については、なお従前の例による。ただし、この法律の施行後にした改正後の同法第五条第一項の違反行為をもその原因とする補導処分の期間については、この限りでない。

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百八十一条第二項各号列記以外の部分中「第十二号」を「第十二号の二」に改め、同項第十三号中「、売春防止」を削り、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 売春防止に関する事務を行なうこと。

理 由

売春防止法の施行の状況にかんがみ、売春目的による勧誘、売春の周旋等の行為に応じた者等を新たに処罰の対象とするとともに、売春をさせた者及び売春をさせることを業とした者についての処罰規定を補整し、また、更生のための補導の徹底を期するため補導処分の期間を二回に限り更新することができることとし、さらに、保護の充実を図るため婦人相談員を特定の市及び特別区については必置とし、かつ、一般に常勤とし得るみちを開く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約一千万円の見込みである。